

東江中学校いじめ防止基本方針

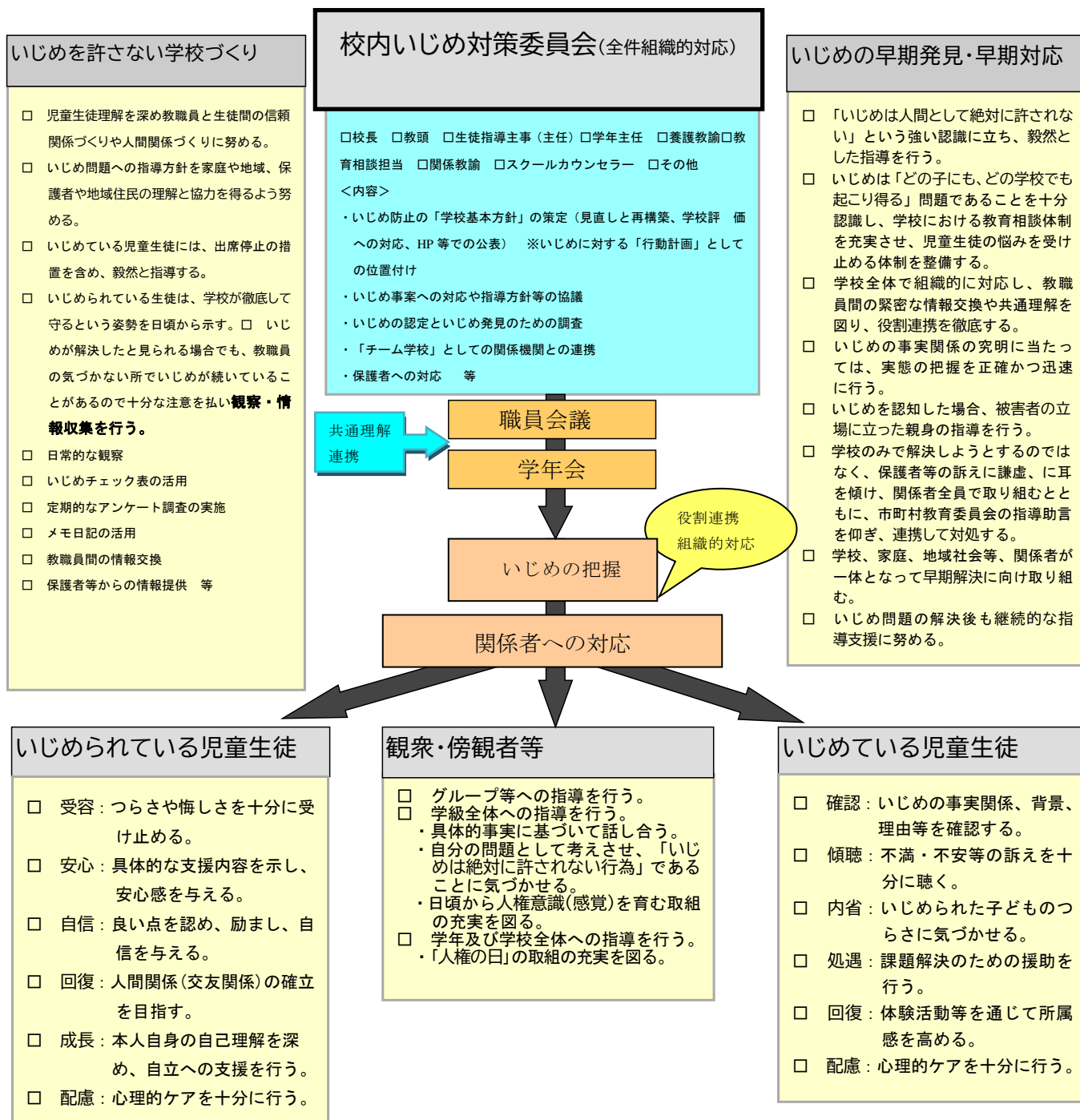
平成31年3月（一部変更）

1 本校の基本理念

本校の教育目標「聴き合い・学び合い・高め合う生徒を地域とともに育む」ために、いじめ防止対策推進法のもと、東江中学校いじめ防止基本方針を作成し教育活動全体をと通して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、いじめは絶対に許さないという姿勢で対応する。

また、「聴き合い 学び合い 高め合う」関係づくりを重点目標に置き、「支持的風土と人権意識を尊重する学年・学級集団づくり」「道德教育の充実」「授業力・教師力の向上」を図ることはいじめの根本的な解決を目指す。

2 いじめ防止の組織



3 「いじめの未然防止」について

(1) 教職員

① いじめについて理解する

ア いじめの定義（平成 25 年いじめ防止対策推進法を参照）

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法 H25 年定義）

イ いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの生徒にも起こり得るものである。

ウ いじめは人権侵害であり「人として絶対に許されない」行為であるという強い認識を持つ。

エ いじめは「被害者の立場に立った親身の指導」を行う。

※いじめられている生徒を絶対に守り抜くことを表明する

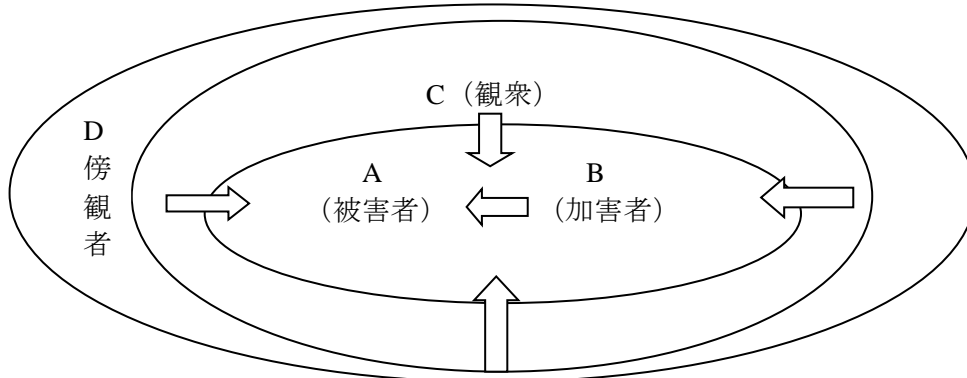
オ いじめは「学校（教師）の指導の在り方が問われる問題」である。

※迅速かつ丁寧、組織的で継続的な対応が必要

カ いじめは、「家庭教育の在り方」に大きく関わる問題である。

キ いじめは、学校・家庭・地域社会等、関係者が一体となって取り組むべき問題である。

ク いじめの 4 層構造について理解し、加害者、観衆、傍観者すべての生徒をしっかり指導する。



- A 被害者・・・いじめを受けた生徒
- B 加害者・・・いじめた生徒
- C 観衆・・・いじめを見て、はやし立てる。面白がっている人（いじめを助長する人）
- D 傍観者・・・いじめを見て、見ぬふりをする人（いじめを支持する人）

② 自己有用感・自己肯定感の高揚に向けた取組を実践する。

ア 授業力の向上を図り「わかる・できる」を体感する授業づくり

イ 「他者と関わり合いながら学び合う」ことができる授業づくり

ウ 生徒指導の3機能を生かした授業づくり

エ 授業や行事の中で活躍できる場面の設定

オ 考え議論する道徳の授業の実践

キ きく態度の育成

(2) 生徒

① いじめは人権侵害であり「人として絶対に許されない」行為であるという強い認識を持つ。

② 生徒会執行部を中心に各委員会取組として、全生徒が主体的に参加できる活動を行う。

（人権宣言の充実を図る）

③ 「きき合う」関係づくりを意識し、相手の意見を認める。

④ 部活動へ積極的に取り組み、体験活動や地域行事へ積極的に参加する。

(3) 保護者（地域）

① どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努める。

② 子どもの規範意識を養うために、家庭でのルールの設定やマナーの指導を行う。

③ 家庭での手伝いや役割を与え、子どもを認め、褒める。

④ 基本的な生活習慣を整え、心の安定を図る

⑤ 地域の子どもへの声かけ・あいさつ通して「地域の子は地域で育てる」雰囲気を醸成する。

4. 「早期発見」について

(1) 教職員

①早期発見の基本

- ア 生徒のささいな変化に気づく → 気になる情報の集約
- イ 気づいた情報を確実に共有する → 必要に応じて関係者の招集
- ウ (情報に基づき) 速やかに対応する

②早期発見の実態把握・・・これまでの実践を意図的、積極的に活用する。

- ア 定期的なアンケートの実施 (人権アンケート)
- イ 定期的な教育相談やチャンス相談の実施
- ウ 三者面談等を通して、保護者からの相談を受け入れる体制の構築
- エ 養護教諭・SC・SSW r・支援員からの情報収集
- オ 保護者と連携し、携帯電話・スマホ等の情報を得る
- オ いじめチェックリストを作成、全職員で実施

(2) 生徒

- ① 生徒会執行部を中心に各委員会の取組を通して、人権宣言の取組を更に充実させ、いじめを許さない雰囲気高める。

(3) 保護者 (地域)

- ① 子どもとの対話を増やし、子どもの変化に気づくよう努める。
- ② 子どもの変化を家庭内で共有し、学校 (担任) へ確実に連絡をする。
- ③ 学校・保護者間で情報を共有し、友人関係等を把握する。
- ④ 携帯・スマホの管理ならびに内容の確認が出来るようにする。
- ⑤ 学校行事や地域教育懇談会に積極的に参加し、情報連携・行動連携が図れるように努める。

5. 「いじめに対する措置」について

(1) 教職員

① 情報収集

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。(暴力については複数で対応)
- イ 「いじめ」に関する相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ウ 発見・相談を受けた場合は、速やかに関係生徒から事情を聞き取り、正確な実態把握を行う。聞き取りについては下記の配慮を行う。
 - ・他の生徒の目に触れないよう、場所・時間等に配慮する
 - ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- エ 他の教職員、生徒、保護者、地域からの情報を得る。
- オ 得た情報は、管理職へ速やかに報告する。
- カ 情報は記録に残す (時系列の記録)。

② 指導・支援体制を組む・・・「特定の教員で抱え込まない」

- ア 正確な実態把握に基づき、学級担任、養護教諭、生徒指導主任、管理職、SSW r、SC、などで役割分担を行う。
 - ・内容：生徒への対応、保護者への対応、教育委員会・関係機関との連携
- イ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、名護警察署に通報し、連携を図る。
- ウ 校内における指導の場の設定には、管理職が必ず参加する。
- エ 支援体制の確認を図りながら継続的な対応を行う。

③ 子どもへの指導・支援を行う

- ア いじめを受けた生徒への対応
 - ・いじめを受けた生徒や知らせた生徒の安全を確保する。
 - ・いじめを受けた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
 - ・いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。(信頼できる人の確保)
- イ いじめた生徒への対応
 - ・いじめの意味を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・必要に応じて別室において指導させる等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る

・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

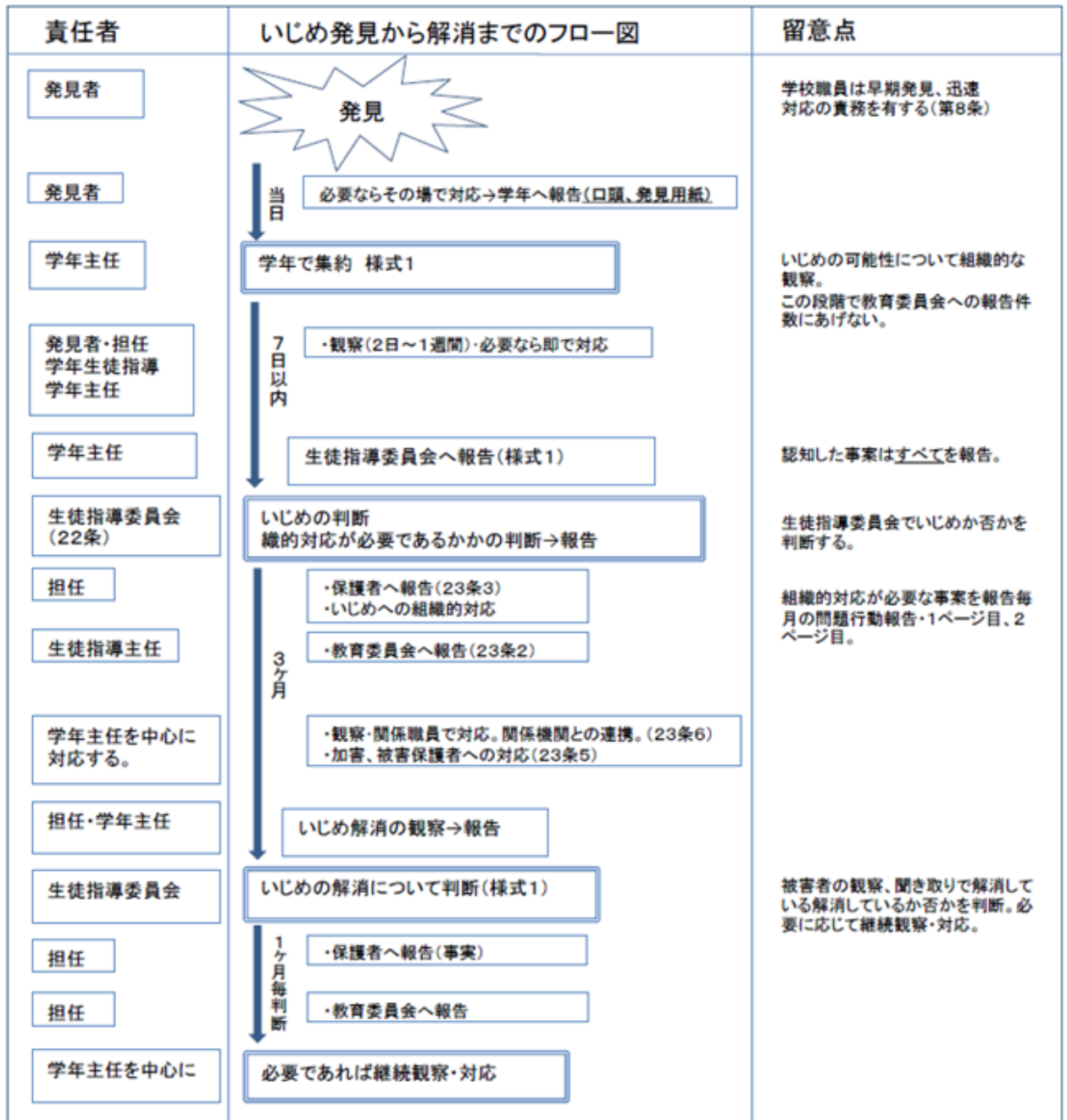
ウ 学級担任等

- ・学級等で話し合い活動や道徳を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てる。
- ・自己有用感、自己肯定感を高める取組を意図的に仕組み、支持的風土のある学年・学級集団づくりを行う。

(2) 保護者との連携

- ① 把握した事実関係を迅速に伝えるとともに、今後の連携方法について話し合う。
- ② いじめを受けた生徒の配慮や秘密を守ることを伝え、出来る限り保護者の不安を取り除く③ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した事案に関する情報を適切に提供する。

(3) いじめの通常対応フロー図



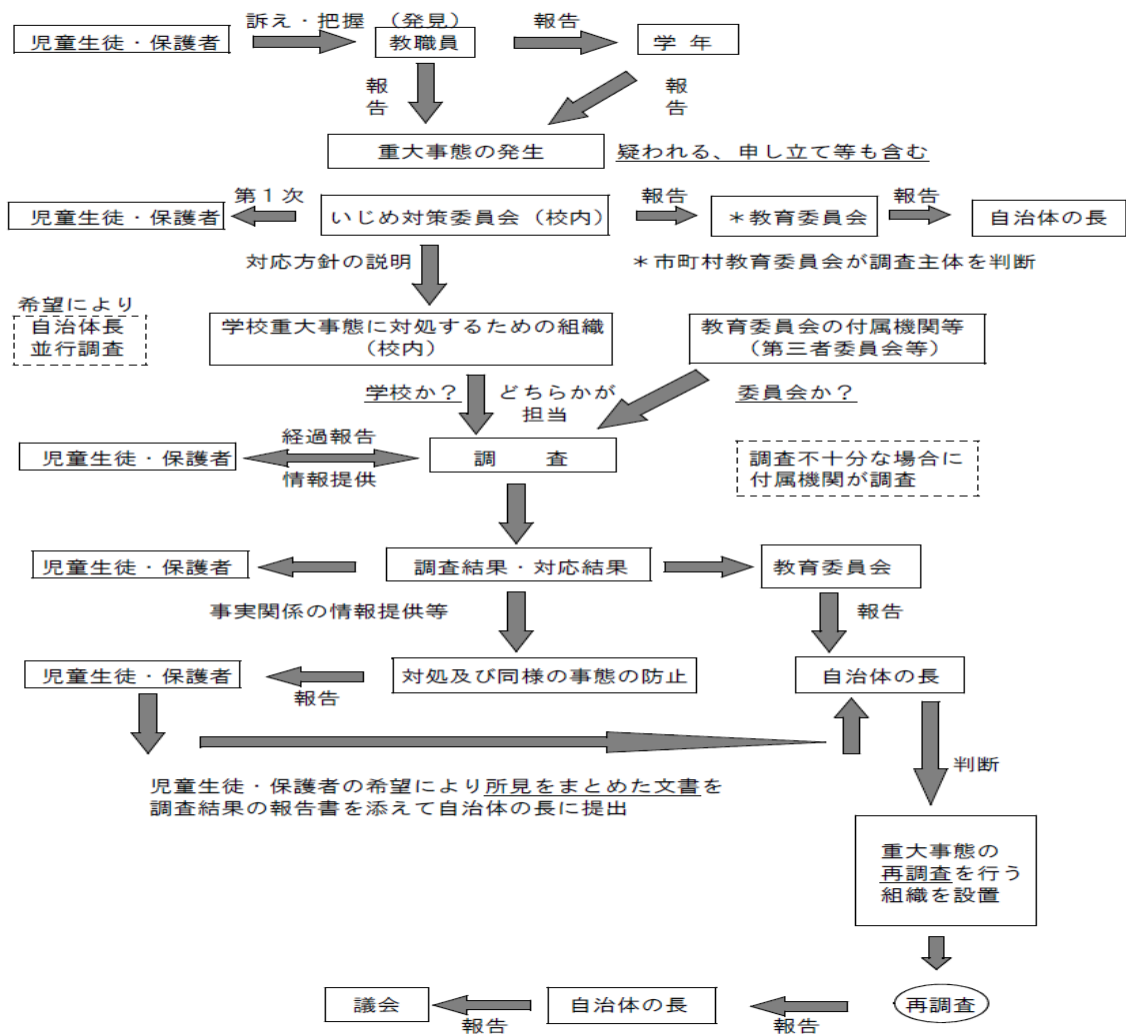
6 重大事態への対処

いじめのより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき又は相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は、以下の対処を行う。

- ① 速やかに名護市教育委員会に事案発生を報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ・必要に応じて専門機関や警察等へ支援を要する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ア 調査の公平性・中立性を確保するように努め、事実関係を明確にする。
 - イ 時系列、態様、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係、学校（教職員）の指導経緯等について調査を行う。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を名護市教育委員会に報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえ、今後の支援方策を検討する。
 - ア 心身の継続的なケア
 - イ 落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等

「いじめ防止対策推進法」第28条重大事態への対処

【重大事態発生の事案対処等のフロー図例】



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。

7 いじめ対応年間計画

(1) 作成方針

① 生徒会・行事の取組

ア 行事の取組を通して、学級・学年の集団づくりや先輩後輩の絆を深める。役割を与え、集団の一員としての自覚や態度を育て、自己有用感を高める。

イ 人権を考える日・応援レター・いいところ探し等の取組を通して、自己存在感、自己肯定感を高める。

② 定期的なアンケートや相談活動を実施し、いじめの早期発見や未然防止に努める。

③ 小中や地域との連携を通していじめの未然防止に努める。

④ 学習規律の徹底を図り、授業を通して規範意識を育てる。

⑤ 学び合いを通して人間関係づくり（きき合う関係）を行う。

(2) 年間計画

	生徒会	教育相談等	行事・学び・連携
4	人権宣言（黙想・立腰）取組	三者面談（保護者周知）	学びの作法ガイダンス
5	新入生歓迎球技 生徒総会 人権宣言（黙想・立腰）取組	教育相談	小6 中一担任連絡会① 校区学推総会 授業公開月間
6	平和月間 地区総体応援レター 人権宣言（黙想・立腰）取組	<u>アセス（1回目）</u>	運動会
7	健康アンケート 人権宣言（黙想・立腰）取組 人権を考える日の放送	三者面談	学校評価
8	リーダー研修 人権宣言の取組評価	<u>アセス分析</u>	小6 中一担任連絡会②
9	いいところ探し（生活向上委） 人権宣言（黙想・立腰）取組	教育相談	授業公開月間
10	応援レター 人権宣言（黙想・立腰）取組		校内合唱コンクール
11	人権宣言（黙想・立腰）取組	<u>アセス（2回目）</u>	
12	ありがとうレター 人権宣言（黙想・立腰）取組 人権宣言の取組評価	三者面談 <u>アセス分析</u>	学校評価 3校統一学校公開週間
1	人権宣言（黙想・立腰）取組 人権を考える日の放送	教育相談 三者面談（3年）	授業公開月間 修学旅行（2年）
2	応援メッセージ 人権宣言（黙想・立腰）取組		学推実践発表会 学校評議員会
3	人権宣言（黙想・立腰）取組 人権宣言の取組評価		小6 中一担任連絡会③ 1年間の反省評価